

「花見小路他除草作業」仕様書

(担当：川端、山口 Tel075-591-0013)

1 件名

花見小路他除草作業

2 目的及び概要

本市が管理する一般市道花見小路ほかの除草作業を実施するものである。

3 期間

令和8年5月27日まで ※除草作業は5/21から5/27までに実施すること

4 場所

京都市東山区長光町他 地内

5 範囲

【別紙1】参照

6 見積項目

- ・除草作業（処分は含まない）
- ・除草で生じた刈草の積込・運搬

※伐採木、刈草、ゴミ等の処分含まない。東部土木みどり事務所で処分する。

7 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 作業で生じた刈草、ゴミ等は東部土木みどり事務所まで運搬すること。
- 本作業に必要な機材等のすべての費用は、本業務に含む。
- 散在するゴミ、殻等もすべて回収すること。
- 作業に際しては、近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用手続きは不要。

歩車道境界ブロック際に生えているものを除草する

歩道舗装のパターンが変わる所

カラー舗装端部

歩道の端

市営三条住宅の敷地端まで

歩車道境界部分の除草を行う。

対象外

三條通

若松通

大将軍神社

車止めアーチまで